

資料提供

令和6年6月27日（木）

照会先：保健医療部生活衛生課食の安全対策室

担当者：室長補佐 澁澤 弥生

連絡先：029-301-3424（内線）3421、3424

輸入スナック菓子から指定外添加物（tert-ブチルヒドロキノン）の検出について

令和6年6月25日（火）、川口市から当課あて「6月3日に川口市保健所が輸入食品の抜き取り検査を実施したところ、スナック菓子から、食品衛生法で使用が認められていない食品添加物が検出された」との連絡がありました。

輸入者を管轄するつくば保健所長はこの連絡を受け、本日、食品衛生法に基づき、輸入者に対し違反品の回収を命じました。

なお、当該違反品を喫食しても、健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

1 輸入者

名 称：双葉産業株式会社 代表取締役 はく なおと 白 尚涛  
住 所：常総市中妻町 2596-1

2 違反品

商 品 名：津味锅巴 醬汁牛肉味（JINWEIGUOBA NIUROUWEI）  
名 称：スナック菓子 牛肉たれ風味  
内 容 量：260g  
賞 味 期 限：2024年8月14日  
輸 出 国：中国  
輸 入 数 量：30袋×50CT  
輸入年月日：令和5年12月5日（火）

3 検査結果

tert-ブチルヒドロキノン（TBHQ）0.001g/kg 検出（食品に含有してはならない）

4 出荷先及び出荷数

- （1）出荷年月日：調査中
- （2）出 荷 先：調査中
- （3）出 荷 数：30袋×50CT

5 県の対応等

- ・つくば保健所は食品衛生法第59条に基づき違反品の回収を命令しました。
- ・今後、違反品の回収状況の確認を行います。

## 県民の皆様へ

tert-ブチルヒドロキノン (TBHQ) のADI(1日許容摂取量)は、体重1kg当たり0.7mgであり、体重60kgの人に換算すると、42mg/日となります。この量は今回違反のあった「スナック菓子」を体重60kgの人が生涯にわたって毎日42kg(約162袋)を食べ続ける場合に相当することから、通常の食生活において人の健康に影響を及ぼす可能性は極めて低いと考えられます。

## 【 参 考 】

### tert-ブチルヒドロキノン (TBHQ) の概要

1. 名 称：tert-ブチルヒドロキノン (TBHQ)、2-tert-Butylhydroquinone
2. 用 途：食品添加物(酸化防止剤)
3. 毒性評価：ADI 0.7mg/kg 体重/日  
(ADIとは体重1kgあたりの1日許容摂取量、ヒトがある物質を毎日一生にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量)

## 【当該品の画像】

